

船舶インシデント調査報告書

令和6年3月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年9月6日 11時38分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市戸賀港 戸賀港南消波堤灯台から真方位339° 370m付近 （概位 北緯39° 57.3′ 東経139° 42.3′）
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、航行中、船外機のプロペラが停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月29日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.30m） なし、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力1.47kW、回転数毎分8,500、1気筒、ボア不詳、使用燃料ガソリン、機関製造年月日不詳、進水年月日不詳
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m
インシデントの経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、戸賀港内の釣り場で釣りを終えた後、同港内の出航場所に向けて約6～7km/hの対地速力で帰航中、突然船外機のプロペラが停止した。</p> <p>操縦者は、船外機を停止して点検を行ったところ、船外機は始動するものの、プロペラがロックされて回転しない状態であったので、自力航行は不可能と判断し、携帯電話で海上保安庁に救助を求めた。</p> <p>操縦者は、海上保安庁の要請によって来援した公益社団法人日本水難救済会の所属船に救助され、本船は、同所属船により出航場所へえい航された。</p> <p>船外機は、本インシデント後、操縦者が再度点検を行ったところ、プロペラシャフトのベアリングが錆により腐食が進行して破損していたことが判明した。</p> <p>操縦者は、毎年6～9月の期間に釣りの目的で本船を使用しており、出航前には自身で船外機の点検及び整備を行っていたが、プロペラシャフトのベアリングに腐食が進行していることには気付かなかった。</p>
分析	本船は、航行中、操縦者が出航前に船外機の点検及び整備を行って

	<p>いたものの、船外機のプロペラシャフトのベアリングが発錆していることに気付かずに使用していたことから、同ベアリングに腐食が進行して破損し、船外機の動力が推進器に伝達できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、航行中、操縦者が出航前に船外機の点検及び整備を行っていたものの、船外機のプロペラシャフトのベアリングが発錆していることに気付かずに使用していたため、同ベアリングに腐食が進行して破損し、船外機の動力が推進器に伝達できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦者は、船外機の点検及び整備を行う際、自身で行うのみではなく、定期的に機関整備会社等に依頼することが望ましい。